

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(農林水産省)

事業名	森林整備事業			担当部局	林野庁		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～平成24年度			担当課室	森林整備部整備課 国有林野部業務課		整備課長 肥後 賢輔 業務課長 川端 省三	
会計区分	一般会計 (国有林野事業特別会計)			施策名	⑫森林の有する多面的機能の発揮			
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法第193条、森林法施行令第12条等 ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条 ・独立行政法人森林総合研究所法(附則第6条・附則第8条・附則第9条) ・独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律 ・分収林特別措置法 ・特別会計に関する法律 			関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定) ・森林整備保全事業計画(平成20年10月21日閣議決定) ・全国森林計画(平成23年7月26日閣議決定)等 			
事業の目的	適切な森林整備により、森林の公益的機能がより高い「災害に強い森林づくり」を推進するとともに、間伐材の利用による事業体の育成や被災地における雇用の確保に資する。							
事業概要	間伐等やこれと一体となった森林作業道の開設等及び路網(林業専用道)の開設・既設路網の機能強化等の基盤づくりを実施。 補助率: 3/10, 45/100, 10/10 等							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位: 百万円)	当初	第1次補正		第2次補正	第3次補正	計	23年度活動見込	
	118,197	218		-	15,575	133,990		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標 (アウトプット) 森林施業実施面積	単位	23年度活動見込
			23年度	(25年度)				
	災害に強い森林づくりの推進(育成途中有る水土保全林(土壤の保持や保水機能を重視する森林)のうち、機能が良好に保たれている森林の割合)	%	75.48	78.68				
	林業を自立した地域の基幹産業として再生(育成林において安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量)	百万m ³	1,146	1,211				
単位当たりコスト	312(千円/ha)			算出根拠	(国費)/(森林施業実施面積) 15,575,000(千円)/50,000(ha)=312(千円/ha)			

事業所管部局による点検

項目	内 容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。	「東日本大震災からの復興の基本方針」(P18(3)④(i))に「森林施業の集約化や路網整備を進め持続可能な森林経営の確立を図る(以下省略)。」、(P25(4)⑤(iv))に「災害への対応力を高めた国土基盤の整備を行うなど災害に強い国土構造への再構築を図る(以下省略)。」と記載されており、本事業の内容との整合がとられている。
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災地等から、「木材自給率50%の目標を達成するため、間伐や再造林、路網整備等の森林整備を着実に推進するとともに、林野公共事業の必要な予算を確保すること(岩手県町村会)」等が要望されており、被災地のニーズがあり、優先度が高い事業である。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	森林所有者等が策定する森林施業計画、国有林野施業実施計画等に基づき路網整備と一体的な森林整備を実施することとしており、効果的な事業実施が可能。 また、国有林野や奥地水源地域に所在する水源林造成事業地においても、その団地性を活かした森林整備の実施により公益的機能の高度発揮が可能。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	適切な間伐を実施した森林は、崩壊防止力の大きい、「災害に強い森林」となる。森林施業計画等により集約化された間伐等を実施することにより費用対効果や効率性を向上できる。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	国は、自ら所有する国有林の整備を行いつつ、都道府県や森林所有者等の取り組みを支援。都道府県や市町村は自らが所有する公有林の整備を行う一方、森林組合や林業事業体と連携し、森林所有者に対して間伐の実施等を働きかける等、役割分担は明確となっている。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	集約化できた森林から順に、「森林環境保全直接支援事業」等により計画的に間伐を実施する。 また、国有林については、国有林野施業実施計画等に基づき計画的に実施することとしており、水源林造成事業地においてもその団地性を活かして計画的に森林整備を実施する。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	国は、都道府県等に対し、早期に交付決定を行う等迅速な着手・執行に努めている。進行管理についても、実施状況の聞き取りを行う等事業執行の状況把握に努めている。